

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただか、センターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について
当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファン
ドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

- ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

- ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- 購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1 口あたりの購入価額）に、ファン
ドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

(例 1) 口数指定で購入する場合 (円貨決済)

購入価額 10,000 円 (1 万口あたり) で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料 (税込) = $10,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} \div 10,000 \text{ 口} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$ とな
り、合計 1,033,000 円 (税込) お支払いただくことになります。

(例 2) 口数指定で購入する場合 (外貨決済)

購入価額 10 米ドル (1 口あたり) で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料 (税込) = $10 \text{ 米ドル} \times 1 \text{ 万口} \div 1 \text{ 口} \times 3.3\% = 3,300 \text{ 米ドル}$ となり、
合計 103,300 米ドル (税込) お支払いただくことになります。

(例 3) 金額指定で購入する場合 ([]内は外貨決済を選択した場合の例)

100 万円 [10 万米ドル] の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万
円 [10 万米ドル] の中から申込手数料 (税込) をいただきますので、100 万円 [10 万
米ドル] 全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額 (税込) は端数処理等により上記の
計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

| | |
|-----------|---|
| ・商号等 | マネックス証券株式会社 |
| ・本店所在地 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 |
| ・設立 | 1999 年 5 月 |
| ・資本金 | 13,195,101,821 円※ |
| ・主な事業 | 金融商品取引業 |
| ・加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会 |
| ・指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター |
| ・連絡先 | ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と暗証番号をご用意ください。 |
| 当社ウェブサイト | ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。 |

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト (<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>) でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

(2024年3月)

KTM_TOUSHIN_2.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

(2021年8月)

損保ジャパン外国債券ファンド

追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を
十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は右記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

<照会先>

ホームページ : <https://www.sompo-am.co.jp/>

電話番号 : 0120-69-5432

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|-----------------|------------|-----------------------|--------------------------------------|------|------------------|---------------|---------------|
| 単位型 ・ 追加型 | 投資対象 地域 | 投資対象 資産 (収益の源泉) | 投資対象 資産 | 決算頻度 | 投資対象 地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付債)) | 年1回 | グローバル (日本を除く) | ファミリー ファンド | あり (フルヘッジ) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して

あります。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社の情報

委託会社名 SOMP Oアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1986年2月25日

資本金 1,550百万円

運用する投資信託財産
の合計純資産総額 2,286,426百万円

(2024年7月末現在)

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「損保ジャパン外国債券ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年10月15日に関東財務局長に提出し、2024年10月16日にその効力が発生しております。

●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

① ファンドの目的

日本を除く世界各国の公社債を実質的な主要投資対象とし、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② ファンドの特色

1 日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保をはかるとともに金利低下や格付上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙います。

運用にあたっては、FTSE世界国債インデックス※(除く日本、円ヘッジ・円ベース)を中心的に上回る投資成果を目指します。

※FTSE 世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

2 投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE世界国債インデックス採用国を中心とします。

- ポートフォリオの見直しは隨時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。
- 債券の実質組入比率は高位に保つことを原則とします。

3 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則 100%為替ヘッジを行います。

ファンドの目的・特色

〈運用プロセス〉

定量分析

独自に開発した各種定量モデルを用いて、ファンダメンタルズや市場環境などの分析に基づき、各国の債券の方向性や相対的割安度を評価します。

定性分析

マクロ経済、金融財政政策、需給、テクニカルなど様々な角度から、各国の債券の動向を定性的に分析します。

戦略決定

国別配分戦略
(債券配分)

デュレーション・
イールドカーブ戦略

セクター戦略
個別銘柄戦略

ポートフォリオの構築

※上記の運用プロセスは、イメージ図であり、今後変更される場合があります。
また、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（当ファンド）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎決算時（原則として7月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収入および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して、決定します。
ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

投 資 リ ス ク

● 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

| | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 価格変動リスク | 公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 信用リスク | 公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあります、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 流動性リスク | 国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 為替変動リスク | 当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行いますが、全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。 また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 |

投 資 リ ス ク

● その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
- ファンドとベンチマークは組入銘柄や国別配分比率が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

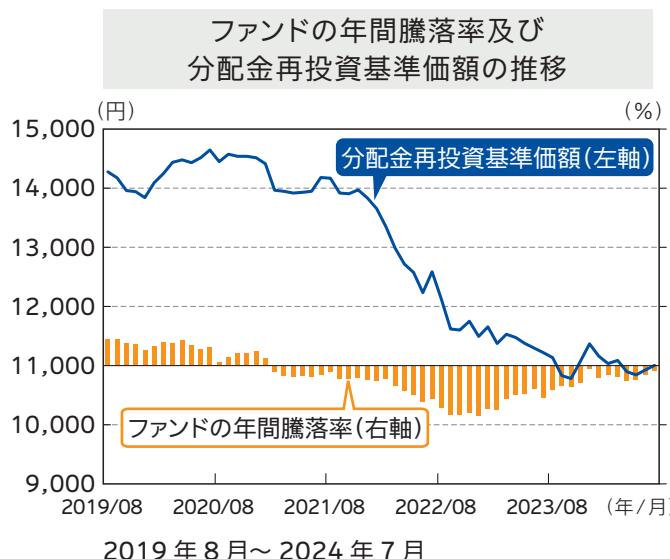
● リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

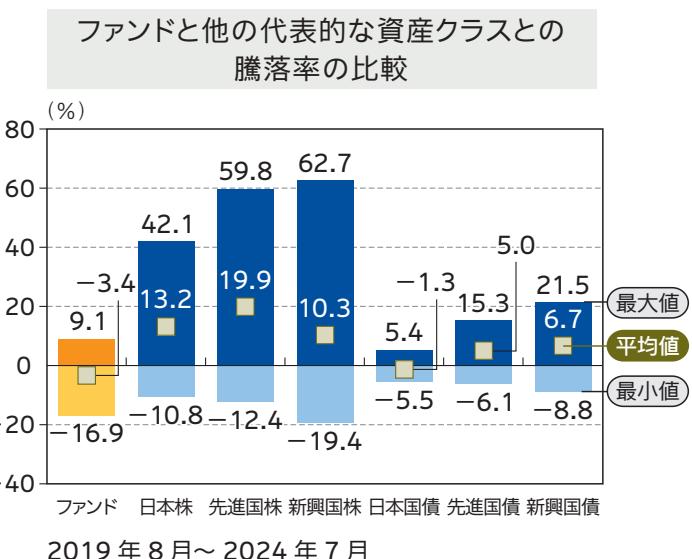
投資リスク

参考情報



●上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。



●「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指標

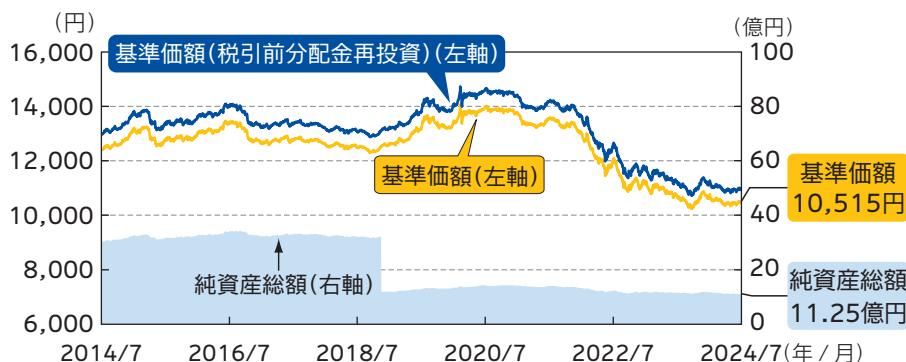
| | |
|---|---|
| 日本株: 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース) |
| 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。 | MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース) | 日本国債: NOMURA-BPI 国債 |
| MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 | 野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。 |
| 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) | 新興国債: J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバーシファイド(円ベース) |
| FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 | J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 |

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

基準日：2024年7月31日

● 基準価額・純資産の推移 2014/07/31～2024/07/31



● 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しています。

● 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

● 主要な資産の状況

● 損保ジャパン外国債券ファンド

資産別構成

| 資産の種類 | 純資産比 |
|-------------------|---------|
| 損保ジャパン外国債券マザーファンド | 99.50% |
| コール・ローン等 | 0.50% |
| 合 計 | 100.00% |

● 損保ジャパン外国債券マザーファンド

資産別構成

| 資産の種類 | 純資産比 |
|----------|---------|
| 公社債 | 93.23% |
| 国債証券 | 93.23% |
| コール・ローン等 | 6.77% |
| 合 計 | 100.00% |

通貨別構成

| 通 貨 | 純資産比 |
|----------|--------|
| アメリカ・ドル | 45.4% |
| ユーロ | 29.0% |
| オフショア人民元 | 8.2% |
| イギリス・ポンド | 5.0% |
| カナダ・ドル | 1.9% |
| その他 | 3.7% |
| コール・ローン等 | 6.8% |
| 合 計 | 100.0% |

組入上位 10 銘柄

| 銘柄名 | 発行国 | 種類 | 通貨 | 償還日 | 純資産比 |
|-------------------------|------|------|---------|------------|------|
| 1 Treasury 2.75 280215 | アメリカ | 国債証券 | アメリカ・ドル | 2028/02/15 | 6.2% |
| 2 Treasury 4.0 340215 | アメリカ | 国債証券 | アメリカ・ドル | 2034/02/15 | 5.6% |
| 3 Treasury 1.875 260630 | アメリカ | 国債証券 | アメリカ・ドル | 2026/06/30 | 5.1% |
| 4 Treasury 2.125 250515 | アメリカ | 国債証券 | アメリカ・ドル | 2025/05/15 | 3.6% |
| 5 Treasury 4.625 310531 | アメリカ | 国債証券 | アメリカ・ドル | 2031/05/31 | 3.1% |
| 6 Treasury 4.5 290531 | アメリカ | 国債証券 | アメリカ・ドル | 2029/05/31 | 2.7% |
| 7 Treasury 4.75 531115 | アメリカ | 国債証券 | アメリカ・ドル | 2053/11/15 | 2.6% |
| 8 SPAIN 0.5 311031 | スペイン | 国債証券 | ユーロ | 2031/10/31 | 2.0% |
| 9 Treasury 2.25 270815 | アメリカ | 国債証券 | アメリカ・ドル | 2027/08/15 | 2.0% |
| 10 ITALY 2.2 270601 | イタリア | 国債証券 | ユーロ | 2027/06/01 | 1.8% |
| 銘柄数 | | | | 142 銘柄 | |

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

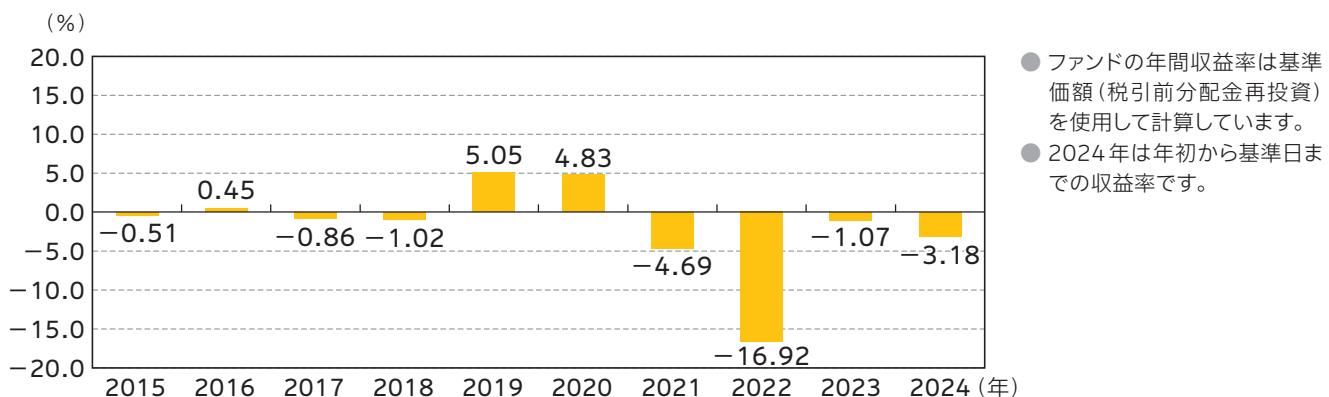
● 分配の推移

| | |
|----------|-------|
| 2020年07月 | 0 円 |
| 2021年07月 | 0 円 |
| 2022年07月 | 0 円 |
| 2023年07月 | 0 円 |
| 2024年07月 | 0 円 |
| 設定来累計 | 500 円 |

● 1万口当たり、税引前

運用実績

年間收益率の推移(暦年ベース)



- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

手 続・手 数 料 等

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が定める日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額 |
| 換金代金 | 換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。 |
| 申込不可日 | ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、お申込みの受付はできません。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時まで*（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。） ※2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までとなる予定です。 |
| 購入の申込期間 | 2024年10月16日から2025年4月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。 |
| 信託期間 | 無期限（設定日 2000年7月31日） |
| 繰上償還 | ファンドの受益権の残存口数が1億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。 |
| 決算日 | 原則7月15日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 毎決算時（年1回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※当ファンドは分配金を再投資する自動けいぞく投資コースのみとなります。 |

手 続・手 数 料 等

| | |
|-----------|---|
| 信託金の限度額 | 2,000 億円 |
| 公 告 | 委託会社のホームページ (https://www.sompo-am.co.jp/) に掲載します。 |
| 運 用 報 告 書 | 原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。 |
| 課 稅 関 係 | <ul style="list-style-type: none">●課税上は株式投資信託として取扱われます。●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。●配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

手 続・手 数 料 等

○ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|--------|--|-----------------------------------|
| 購入時手数料 | 購入価額に <u>2.2%(税抜2.0%)を上限</u> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 | 販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価 |
|--------|--|-----------------------------------|

| | |
|---------|---|
| 信託財産留保額 | 換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.1%</u> を乗じた額です。 |
|---------|---|

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | |
|------------------|---|---|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対して <u>年率0.99% (税抜0.90%)</u> を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 |
| 委託会社 | 年率0.35% (税抜) | ファンドの運用の対価 |
| 販売会社 | 年率0.50% (税抜) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | 年率0.05% (税抜) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

| | | |
|------------|--|--|
| その他の費用・手数料 | 以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・監査費用 ・売買委託手数料 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 | ・監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用 |
|------------|--|--|

- 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

手 続・手 数 料 等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|------------------|----------|---|
| 分 配 時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315% |
| 換金(解約)時 及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315% |

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 7 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

- 直近の運用報告書の作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.07% | 0.99% | 0.08% |

※対象期間は 2023 年 7 月 19 日から 2024 年 7 月 16 日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1 口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

(当該ページは目論見書の内容ではございません。)

MEMO

